

## 職業実践専門課程等の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																																
河原医療大学校	平成19年3月30日	佐山 浩二	〒 790-0005 (住所) 愛媛県松山市花園町3-6および3-19 (電話) 089-915-5355																																
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																																
学校法人 河原学園	昭和60年10月21日	河原 成紀	〒 790-0001 (住所) 愛媛県松山市一番町一丁目1番地1 (電話) 089-943-5333																																
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																														
医療	医療専門課程	理学療法学科	-	平成23(2011)年度	平成26(2014)年度																														
学科の目的	医療現場で活躍する実践的な理学療法士を養成して、地域医療に貢献することを目的とする。																																		
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	2007年に愛媛県内唯一の4年制養成施設として誕生。多彩な経歴の講師陣が全員を国試合格レベルまで押し上げるだけでなく、他学科との協同学習でチーム医療を学び、パラスポーツにも積極的に関わるなど、地域に貢献できる人間性豊かな理学療法士を輩出している。																																		
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																												
4年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間																												
		131 単位	49 単位	53 単位	29 単位	0 単位	0 単位																												
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)		中退率																														
160 人	86 人	0 人	0 %		5 %																														
就職等の状況	<p>■卒業者数(C) : 16 人  ■就職希望者数(D) : 16 人  ■就職者数(E) : 16 人  ■地元就職者数(F) : 10 人  ■就職率(E/D) : 100 %  ■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 63 %  ■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 %  ■進学者数 : 0 人  ■その他</p> <p>各担任が履歴書の添削・面接練習を指導し、希望の医療機関に就職できるようサポートしている。</p> <p>(令和6年度卒業者に関する令和7年5月1日時点の情報)  ■主な就職先、業界等  (令和6年度卒業生)  愛媛県内医療機関等</p>																																		
第三者による学校評価	<p>■民間の評価機関等から第三者評価: 無</p> <p>※有の場合、例えば以下について任意記載</p> <p>評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL</p>																																		
当該学科のホームページURL	<a href="https://medical.kawahara.ac.jp/academics/pt/">https://medical.kawahara.ac.jp/academics/pt/</a>																																		
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	<p>(A : 単位時間による算定)</p> <table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>単位時間</td> </tr> </table> <p>(B : 単位数による算定)</p> <table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>131 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数</td> <td>29 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>131 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数</td> <td>29 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>0 単位</td> </tr> </table>							総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	総単位数	131 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	29 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位	うち必修単位数	131 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	29 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位
総授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																																		
うち必修授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																																		
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																																		
総単位数	131 単位																																		
うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数	29 単位																																		
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位																																		
うち必修単位数	131 単位																																		
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数	29 単位																																		
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位																																		
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																																		
教員の属性(専任教員について記入)	<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>3 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>5 人</td> </tr> </table> <p>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</p>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計		5 人										
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	3 人																																	
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																																	
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																																	
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	1 人																																	
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																																	
計		5 人																																	

1. 専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係																																																																																											
(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針																																																																																											
専門学校の職業教育のモデルは、業界の実務動向、社会の変化がその基盤になければならない。したがって教育課程の編成においては、業界及び社会の変化やニーズ、在校生及び卒業生の仕上がり状況等の不断の組織的、継続的検証を行う必要がある。企業等から広く、具体的に意見を求め、高度で実践的な教育課程を編成するために、新たな授業科目の開設における連携はもちろんのこと、現存のシラバスやコマシラバスにまで落とし込める授業内容・方法の改善並びに教材開発につながる連携を行うことを基本方針とする。																																																																																											
(2)教育課程編成委員会等の位置付け ※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記 委員会は、教務系会議の中核的委員会として位置づけ、前期末、後期末の総括会議(科目検討、シラバス検討、コマシラバス検討、授業法検討など)において、計画上の可否、実行上の可否判断に関連外部実務家の意見をたえずフィードバックさせる会議体として機能せることとする。																																																																																											
(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿																																																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名前</th> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊藤 千鶴</td> <td>公益社団法人 愛媛県看護協会 常務理事</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>宇高 さとみ</td> <td>一般財団法人永頼会 松山市民病院 看護副部長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>野本 ひさ</td> <td>愛媛大学 教育・学生支援機構学生支援センター 教授</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>吉野 一弘</td> <td>公益社団法人 愛媛県理学療法士会 副会長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>森川 真也</td> <td>医療法人順天会 放射線第一病院 リハビリテーション部 部長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>毛利 雅英</td> <td>株式会社愛媛リハビリ 一般社団法人はなぶさ会 代表取締役</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>田部井 陽</td> <td>医療法人誠志会 砥部病院 作業療法士</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>西岡 信治</td> <td>一般社団法人 愛媛県歯科医師会 会長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>今村 加奈子</td> <td>愛媛県立中央病院 歯科衛生士</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>松田 勝年</td> <td>一般社団法人 愛媛県歯科技工士会 会長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>谷本 享陽</td> <td>有限会社 谷本歯研 代表執行役</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>西田 雄司</td> <td>一般財団法人永頼会 松山市民病院 総務部 部長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>田村 純子</td> <td>松山赤十字病院 医療情報管理課 課長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>佐山 浩二</td> <td>河原医療大学校 校長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>吉村 誠</td> <td>河原医療大学校 副校長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>阪本 紀子</td> <td>河原医療大学校 看護学科 学科長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>大濱 和馬</td> <td>河原医療大学校 理学療法学科 学科長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>日野 公広</td> <td>河原医療大学校 作業療法学科 学科長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>松井 寛子</td> <td>河原医療大学校 歯科衛生学科 学科長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>佐伯 淳也</td> <td>河原医療大学校 歯科技工学科 学科長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>桑田 みゆき</td> <td>河原医療大学校 診療情報管理学科 学科長</td> <td>令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				名前	所属	任期	種別	伊藤 千鶴	公益社団法人 愛媛県看護協会 常務理事	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①	宇高 さとみ	一般財団法人永頼会 松山市民病院 看護副部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③	野本 ひさ	愛媛大学 教育・学生支援機構学生支援センター 教授	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	②	吉野 一弘	公益社団法人 愛媛県理学療法士会 副会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①	森川 真也	医療法人順天会 放射線第一病院 リハビリテーション部 部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③	毛利 雅英	株式会社愛媛リハビリ 一般社団法人はなぶさ会 代表取締役	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①	田部井 陽	医療法人誠志会 砥部病院 作業療法士	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③	西岡 信治	一般社団法人 愛媛県歯科医師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①	今村 加奈子	愛媛県立中央病院 歯科衛生士	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③	松田 勝年	一般社団法人 愛媛県歯科技工士会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①	谷本 享陽	有限会社 谷本歯研 代表執行役	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③	西田 雄司	一般財団法人永頼会 松山市民病院 総務部 部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③	田村 純子	松山赤十字病院 医療情報管理課 課長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③	佐山 浩二	河原医療大学校 校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—	吉村 誠	河原医療大学校 副校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—	阪本 紀子	河原医療大学校 看護学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—	大濱 和馬	河原医療大学校 理学療法学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—	日野 公広	河原医療大学校 作業療法学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—	松井 寛子	河原医療大学校 歯科衛生学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—	佐伯 淳也	河原医療大学校 歯科技工学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—	桑田 みゆき	河原医療大学校 診療情報管理学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—
名前	所属	任期	種別																																																																																								
伊藤 千鶴	公益社団法人 愛媛県看護協会 常務理事	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①																																																																																								
宇高 さとみ	一般財団法人永頼会 松山市民病院 看護副部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③																																																																																								
野本 ひさ	愛媛大学 教育・学生支援機構学生支援センター 教授	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	②																																																																																								
吉野 一弘	公益社団法人 愛媛県理学療法士会 副会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①																																																																																								
森川 真也	医療法人順天会 放射線第一病院 リハビリテーション部 部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③																																																																																								
毛利 雅英	株式会社愛媛リハビリ 一般社団法人はなぶさ会 代表取締役	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①																																																																																								
田部井 陽	医療法人誠志会 砥部病院 作業療法士	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③																																																																																								
西岡 信治	一般社団法人 愛媛県歯科医師会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①																																																																																								
今村 加奈子	愛媛県立中央病院 歯科衛生士	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③																																																																																								
松田 勝年	一般社団法人 愛媛県歯科技工士会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	①																																																																																								
谷本 享陽	有限会社 谷本歯研 代表執行役	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③																																																																																								
西田 雄司	一般財団法人永頼会 松山市民病院 総務部 部長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③																																																																																								
田村 純子	松山赤十字病院 医療情報管理課 課長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	③																																																																																								
佐山 浩二	河原医療大学校 校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—																																																																																								
吉村 誠	河原医療大学校 副校長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—																																																																																								
阪本 紀子	河原医療大学校 看護学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—																																																																																								
大濱 和馬	河原医療大学校 理学療法学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—																																																																																								
日野 公広	河原医療大学校 作業療法学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—																																																																																								
松井 寛子	河原医療大学校 歯科衛生学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—																																																																																								
佐伯 淳也	河原医療大学校 歯科技工学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—																																																																																								
桑田 みゆき	河原医療大学校 診療情報管理学科 学科長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	—																																																																																								
※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。 (当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)																																																																																											
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、 地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)																																																																																											
②学会や学術機関等の有識者																																																																																											
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員																																																																																											
(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期 (年間の開催数及び開催時期) 年2回 (11月、3月)□ (開催日時(実績)) 第1回 令和6年11月16日 16:00～17:00 第2回 令和7年3月15日 16:00～17:00□																																																																																											
(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況 ※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。																																																																																											
教育課程編成委員会では、「PT・OTの役割を認識し、責任ある言動と行動を醸成し、医療人格を形成するために初年次からどのように育成するか」をテーマに協議を行った。近年の学生において、医療人としての価値観や責任感、プロフェッショナリズムの育成が重要であるとの認識が共有され、初年次から臨床現場の見学を取り入れ、現場理解を深めた上で学習を進めることが有効とされた。また、学生間の交流が減少している現状を踏まえ、グループワークや学生主体の活動を通じてコミュニケーション能力と責任感を養うこと、学年を超えた協働や企画運営の経験を積むことの意義が指摘された。さらに、医療人としての自覚を育てる倫理教育、スマールステップによる達成体験、文章表現力の指導、身だしなみや印象教育、自己理解を促す心理尺度(JSIR)の活用など、多面的な取り組みを組み合わせ、初年次から段階的に医療専門職としての人格形成を図る教育課程の改善が求められたとされた。																																																																																											

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

企業等と連携した実習等は、1)学生が校内における通常の実習等では得ることが難しい実践的、専門的な知識や技術等を習得する場であり、さらには2)学習してきた知識や技術の理解度、習熟度を再確認し、3)企業等の関係者から具体的で実践的な評価を得て、学生の実務能力を多面的に開発する機会とする。また実務能力の習得のみならず、その機会を通じて、学校の実習カリキュラムがより実践的な内容になるよう努めることとする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

\*授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

臨床実習では、理学療法士を目指す学生が実際の医療現場において患者と関わり、評価や治療、リハビリテーション計画の立案・実施、カルテ記載、他職種との連携などを通して、理学療法の実践的知識と技術を学ぶことを目的としている。原則として厚生労働省が定める指定規則に基づき、運動器・神経・内部障害など各専門領域別に複数の医療機関と連携して実習を実施している。学内での講義や演習だけでは修得が困難な臨床実践力を、現場での実習指導者の助言や患者との直接的な関わりを通して身につける。実習の成果については、各施設の実習指導者が評価を行い、到達基準に満たない学生については、指導者との協議を経て学内教員が不足点を分析・指導し、再実習により修得を支援する体制を整えている。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等	
見学実習	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	実習により、学びを深める。	おおぞら病院ほか	
評価実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	患者とのコミュニケーションを実際にを行い、必要なその観察力や洞察力をもって必要な情報収集を行う。	松山赤十字病院ほか	
評価実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	実際の患者を担当し、治療に必要な評価に対する技術的な向上を図るとともに、関係部署との連携を身に付ける。	鷹の子病院ほか	
臨床実習Ⅰ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	担当患者に対し評価から治療、そしてその変化を追い、実際の臨床に近い状態で理学療法士としての技術習得を行う。	HITO病院ほか	
臨床実習Ⅱ	3.【校外】企業内実習(4に該当するものを除く。)	臨床実習Ⅰの内容に加え、職業人としての姿勢や社会人としての基本を身に付け、就職に対して自身の意思を明確にする。	鷹の子病院ほか	

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係		
(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針 ※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記		
本校の教員研修の基本方針は、1)各教員の専攻分野における実務に関する高度な専門知識・技術の修得、2)およびそれらを授業計画(カリキュラム、シラバス、コマシラバス)に落とし込む能力の修得、3)さらにはその研鑽を実際の授業運営に反映させる教育力の修得を目的として、教職員研修規程第2条に定める研修を受講させることとする。同規程第3条に定めるとおり、所属長及び法人本部総務部責任者は、各教員の実務専門性や教育力の組織的で継続的な向上に努めることとする。		
(2)研修等の実績		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	第10回日本栄養・嚥下理学療法学会学術大会	連携企業等: 日本理学療法士会
期間:	2024年7月6(土)・7日(日)	対象: 教員1名
内容	栄養・嚥下理学療法の現状と未来を多角的に探求する研修、教育実践に活かす。	
研修名:	第56回日本医学教育学会大会	連携企業等: 日本医学教育学会
期間:	2024年8月9日～10日	対象: 教員1名
内容	多様性を尊重し、誰もが活躍できる医療者教育の実現に向け、教育方法や評価を見直し、実践的知見を得て、教育実践に活かす。	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	第52回四国理学療法士学会 in 松山	連携企業等: 四国理学療法士学会
期間:	2024年11月23(土)・24日(日)	対象: 教員6名
内容	理学療法の新時代をテーマに、統計・医療DX・最新技術を学び、臨床で活かせる知識と実践的スキルを深める研修。	
研修名:	第29回愛媛県理学療法士会学術集会	連携企業等: 愛媛県理学療法士会
期間:	2025年3月9日(日)	対象: 教員4名
内容	第29回愛媛県理学療法士会学術集会は、「紡ぐ、つながる 理学療法」をテーマに、連携や地域とのつながりを重視し、最新の知見と実践を共有する場となった。	
(3)研修等の計画		
①専攻分野における実務に関する研修等		
研修名:	第57回日本医学教育学会大会	連携企業等: 日本医学教育学会
期間:	2025年7月25日(金)～27日(日)	対象: 教員1名
内容	本学科で行なっている臨床実習におけるデイリーノートについて、その目的と指導方法について学会発表、様々な知見を得る。	
研修名:	日本理学療法教育学会	連携企業等:
期間:	2026年1月10日(土)～1月11日(日)	対象: 教員1名
内容	理学療法教育の現状と動向をふまえ、理学療法士養成校教員に求められる効果的な教育・指導について学ぶ。	
②指導力の修得・向上のための研修等		
研修名:	第53回四国理学療法士学会 in 香川	連携企業等: 四国理学療法士学会
期間:	2025年11月29日(土)・30日(日)	対象: 教員4名
内容	「理学療法の深化と進化」をテーマに、理学療法士としての在り方を見つめ直し、社会の多様なニーズに応えるための技能と資質の向上を図り、より高度で発展的な理学療法の実践を探る。	
研修名:	第30回愛媛県理学療法士会学術集会	連携企業等: 愛媛県理学療法士会
期間:	2026年3月8日(日)	対象: 教員5名
内容	県内施設の動向や事業について知るとともに、治療としての理学療法の可能性や医療従事者としての理学療法士の可能性について再考する。	

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

本学全般の運営(経営、教育の現状、およびそれらの短・中・長期課題や方針、社会的責務など)について、学校関係者より意見を聴き、これを踏まえて学校運営の組織的、継続的な改善に取り組むことを基本方針とする。

※参考 自己点検評価における達成度の評価

S:達成度が高い A:ほぼ達成している B:達成がやや不十分であり、若干改善を要する C:達成は不十分で改善を要する"□

(2)専修学校における学校評価ガイドラインの項目との対応

ガイドラインの評価項目

ガイドラインの評価項目		学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標		学校の理念、目的、人材像、将来構想、他
(2)学校運営		学校組織の位置付け、役割分掌、意思決定機関の位置付け、他
(3)教育活動		業界の人材ニーズに沿った教育、授業計画、履修判定、教務管理、他
(4)学修成果		教育目的達成に向けた目標設定および評価・検証(在学率、退学率、休学率、出席率、資格試験合格率)
(5)学生支援		就職目標設定および評価・検証、就職支援、他
(6)教育環境		専修学校設置基準、厚生労働省指定規則・法令遵守、健康診断、他
(7)学生の受け入れ募集		学生の受け入れ方針の明示、パンフレット・募集要項、入学者選考、学生納付金、他
(8)財務		会計監査、財務情報公開
(9)法令等の遵守		専修学校設置基準、厚生労働省指定規則・法令遵守、学則、就業規則、他
(10)社会貢献・地域貢献		社会貢献、地域貢献、学生のボランティア活動、他
(11)国際交流		

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価委員からの意見を踏まえ、本校では、学生が小さな成功体験を積み重ねながら自信を育む教育環境の充実に努めている。特に診療情報管理学科では、全国平均を20%以上上回る高い合格率という成果を上げており、教員の丁寧な指導や学生同士の支え合いの成果として高く評価された。一方で、歯科技工学科においては、少人数ゆえに一人の結果が大きく影響する状況が課題として示され、今後は学習支援の個別化とメンタルケアの充実を図る必要があるとの指摘を受けた。これらの意見をもとに、教職員間で情報を共有し、国家試験に向けた学習面・生活面のサポート体制をさらに強化するなど、教育内容と支援体制の改善に継続的に活用している。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名前	所 属	任期	種別
上岡 征司	松山市新玉公民館 館長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	地域住民
正木 彰	学校法人済美学園 済美高等学校 教頭	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	高等学校関係者
松田 勝年	一般社団法人 愛媛県歯科技工士会 会長	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
高橋 克明	ケアプラス株式会社 作業療法士	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	企業等委員
武智 信子	保護者代表	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	保護者等
荒本 香織	保護者代表	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	保護者等
古岡 由衣	日本赤十字社 松山赤十字病院 歯科衛生士	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	卒業生
兵頭 弘起	医療法人団伸会 奥島病院 リハビリテーション室 主任	令和7年4月1日～令和8年3月31日(1年)	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( )

URL: [https://medical.kawahara.ac.jp/wp-content/uploads/sites/7/2025/10/学校関係者評価報告書\\_河原医療大学校\\_2025年度.pdf](https://medical.kawahara.ac.jp/wp-content/uploads/sites/7/2025/10/学校関係者評価報告書_河原医療大学校_2025年度.pdf)

公表時期:2025年10月11日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係	
(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針 本校職業実践専門課程においてより実践的かつ専門的な高度職業教育を行う観点から、企業・業界団体等より業界における人材の専門性に関する動向や求められる知識・技術等について意見を聞き、これを踏まえてカリキュラムや教育方法の改善・工夫に組織的、継続的に取り組むことを基本方針とする。	
(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応	
ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	学校の理念、目的、人材像、将来構想、他
(2)各学科等の教育	学校組織の位置付け、役割分掌、意思決定機関の位置付け、他
(3)教職員	業界の人材ニーズに沿った教育、授業計画、履修判定、教務管理、他
(4)キャリア教育・実践的職業教育	教育目的達成に向けた目標設定および評価・検証(在学率、退学率、休学率、出席率、資格試験合格)
(5)様々な教育活動・教育環境	就職目標設定および評価・検証、就職支援、他
(6)学生の生活支援	専修学校設置基準、厚生労働省指定規則・法令遵守、健康診断、他
(7)学生納付金・修学支援	学生の受け入れ方針の明示、パンフレット・募集要項、入学者選考、学生納付金、他
(8)学校の財務	会計監査、財務情報公開
(9)学校評価	専修学校設置基準、厚生労働省指定規則・法令遵守、学則、就業規則、他
(10)国際連携の状況	社会貢献、地域貢献、学生のボランティア活動、他
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法  
 ホームページ・広報誌等の刊行物・その他( ))  
 URL: [https://medical.kawahara.ac.jp/wp-content/uploads/sites/7/2025/05/自己点検評価報告書\\_2025.pdf](https://medical.kawahara.ac.jp/wp-content/uploads/sites/7/2025/05/自己点検評価報告書_2025.pdf)

公表時期: 2025年5月30日

授業科目等の概要

分類	(医療専門課程 理学療法学科)			授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携				
	必修	選択必修	自由選択					講義	演習	実習・実習・実習	校内	校外	専任	兼任					
1	○			臨床心理学	2年・前期	30	2	○			○			○					
2	○			社会学	1年・前期	30	2	○			○			○					
3	○			生物学	1年・後期	30	2	○			○			○					
4	○			情報科学	1年・前期	30	2	○			○			○					
5	○			医学英会話	1年・後期	30	2		○		○		○						
6	○			人間関係論	1年・後期	30	2	○			○			○					
7	○			レクリエーション論	1年・後期	30	2		○		○			○					
8	○			解剖学	1年・前期	60	2	○			○			○					
9	○			解剖学演習	1年・通期	60	2		○		○		○						
10	○			解剖学実習	2年・前期	45	1			○		○		○	○				
11	○			生理学	1年・後期	60	2	○			○			○					
12	○			人体の構造と機能	1年・通期	60	2	○			○		○						
13	○			運動学	1年・通期	120	4	○			○		○						
14	○			運動学演習	2年・通期	90	3		○	○	○			○					
15	○			人間発達学	2年・後期	30	1	○			○		○						
16	○			医学概論・医療倫理	1年・後期	30	1	○			○			○					
17	○			公衆衛生学	1年・前期	30	1	○			○			○					
18	○			基礎画像診断学	1年・後期	30	1	○			○			○					
19	○			病態学概論	2年・前期	30	1	○			○			○					
20	○			病態学Ⅰ	2年・前期	30	1	○			○		○						
21	○			病態学Ⅱ	2年・後期	30	1	○			○			○					
22	○			病態学Ⅲ	2年・前期	30	1	○			○			○					
23	○			精神医学Ⅰ	2年・通期	60	2	○			○		○						
24	○			整形外科学Ⅰ	2年・前期	30	1	○			○		○						
25	○			整形外科学Ⅱ	2年・後期	30	1	○			○		○						
26	○			神経内科学	2年・前期	30	1	○			○		○						
27	○			老年医学	2年・後期	30	1	○			○			○					

28	○		小児科学	小児の特徴・発達をふまえながら小児疾患について理解、学習する。	2年・後期	30	1	○			○		○	
29	○		関連法規	理学療法士及び作業療法士法について理解するとともに、各業務に関連する医事法規、福祉関係法規、特に介護保険法などについての理解を深める。	1年・後期	30	1	○			○		○	
30	○		社会保障論	社会保障について理解する。	1年・後期	30	1	○			○		○	
31	○		地域包括ケア論	多職種連携の機能と役割を学び、それぞれの専門性を理解する。	3年・後期	60	2	○			○		○	
32	○		リハビリテーション医学	リハビリテーション医学の領域、目指す方向性、医学的基礎知識を得、より具体的な学問（疾患別応用実践論）へ繋げることができる。	1年・通期	60	2	○			○		○	
33	○		リハビリテーション概論	リハビリテーションの概要を理解する。	1年・前期	30	1	○			○		○	
34	○		理学療法概論	理学療法の基盤となる広義の領域を幅広く学習し、効果的な理学療法を可能とする背景や根柢を理解する。	1年・通期	120	4	○		○	○	○	○	
35	○		基礎理学療法セミナー	自主的に学ぶための学習スキルを身につけ、学習方法を向上させる。班活動を通して情報収集・討論・発表を体験的に学び、自分を客観的に理解し表現する力を養う。	1年・前期	30	1		○		○		○	
36	○		理学療法研究Ⅰ（統計基礎）	総合臨床実習で経験したケース（症例）を中心とした、シングルスタディー（症例報告）のプレゼンテーションを通して、文献検索・レジュメ・発表原稿・スライド作成を体系的に学ぶ。指導にあたっては演習形式で行う。	3年・後期	30	1	○			○		○	
37	○		理学療法研究Ⅱ（統計応用）	総合臨床実習で経験したケース（症例）を中心とした、シングルスタディー（症例報告）のプレゼンテーションを通して、文献検索・レジュメ・発表原稿・スライド作成を体系的に学ぶ。指導にあたっては演習形式で行う。	4年・前期	60	2		○		○		○	
38	○		理学療法管理学	理学療法管理の過程について学ぶ。	4年・通期	60	2	○	○		○		○	
39	○		理学療法評価学Ⅰ	理学療法評価の過程で必要な検査・測定の意義を理解し実践する。	2年・通期	120	4	△	○		○		○	
40	○		理学療法評価学Ⅱ	理学療法評価の過程で必要な検査・測定の意義を理解し実践する。	2年・通期	60	2		○		○		○	
41	○		理学療法評価学演習	具体的な障害例を通して、理学療法評価の思考過程を学習する。思考を展開するための推論と意思決定の過程をシミュレーションできる。	3年・通期	90	3		○		○		○	
42	○		運動療法学	理学療法の軸である運動療法の概念と基礎理論を学習し、各疾患の治療理論や概念を理解する。	2年・通期	60	2		○		○		○	
43	○		物理療法学	物理療法の意義や効果を理解する。各物理療法の特徴と対象となる疾患、禁忌などを解説することができる。代表的な疾患に対する物理療法を実施することができる。	2年・後期	60	2		○		○		○	
44	○		義肢装具学Ⅰ	リハビリテーション医学における義肢装具の意義・機能・適応について学習する。義肢装具学Ⅰでは装具についての理解を深める。	2年・後期	30	1		○		○		○	
45	○		義肢装具学Ⅱ	リハビリテーション医学における義肢装具の意義・機能・適応について学習する。義肢装具学Ⅱでは切断・義肢についての理解を深める。	3年・前期	30	1		○		○		○	
46	○		日常生活活動・生活環境学	日常生活動作の概念を理解し、評価を実施すると共に各障害に応じた日常生活場面での指導や福祉用具の選択ができる。	3年・通期	120	4		○		○		○	
47	○		理学療法治療学Ⅰ	中枢神経系、特に脳血管障害に対するリハビリテーションの評価、治療法について学習する。	3年・通期	60	2		○		○		○	
48	○		理学療法治療学Ⅱ	中枢神経系、特に脳血管障害の病態、症状を学ぶ。また理学療法の評価、治療法を学ぶ。脊髄損傷の病態、症状を学んだうえで評価、運動療法について学習する。	3年・前期	30	1		○		○		○	
49	○		理学療法治療学Ⅲ	筋骨格系疾患・障害における理学療法の考え方と評価および治療方法について理解する。	3年・通期	60	2		○		○		○	
50	○		理学療法治療学Ⅳ	スポーツ障害の病態を理解し、理学療法評価・治療・予防について学習する。	2年・後期	30	1		○		○		○	
51	○		理学療法治療学Ⅴ	スポーツ障害の病態を理解し、理学療法評価・治療・予防について学習する。	3年・前期	30	1		○		○		○	
52	○		理学療法治療学Ⅵ	呼吸器、循環器の生理学、運動学、疾患の特徴などの基本的なことから、評価方法・治療法・呼吸・循環管理などを学習する。	3年・前期	30	1		○		○		○	
53	○		理学療法治療学Ⅶ	正常発達について理解し、代表的な小児疾患に対する理学療法の評価と治療の原理を理解する。	2年・後期	30	1		○		○		○	
54	○		理学療法治療学Ⅷ	疼痛の病態生理学的背景を基礎知識として学び、疼痛に対する理学療法とその作用機序を理解する。	3年・通期	60	2		○		○		○	
55	○		理学療法治療学Ⅸ	徒手療法学における評価法、治療法の理論について理解し、治療法の理論について学習する。	3年・後期	30	1		○		○		○	
56	○		地域理学療法学	地域理学療法について、保健、医療、福祉、の動向・地域理学療法の展開方法・事業計画立案・評価の実践・各関連職種との連携について学ぶ。	3年・前期	60	2		○		○		○	
57	○		住環境論	高齢者や障害者に対して住みやすい住環境を創造し、ノーマライゼーションを実現する手法として、住環境整備について体系的に幅広い知識を身につける。	3年・前期	60	2		○		○		○	

58	○		見学実習	実習により、学びを深める	2年・前期	40	1			○		○	○	○	○
59	○		評価実習Ⅰ	実習により、学びを深める	2年・後期	90	2			○		○	○	○	○
60	○		評価実習Ⅱ	実習により、学びを深める	3年・後期	270	6			○		○	○	○	○
61	○		総合臨床実習Ⅰ	実習により、学びを深める	4年・前期	360	8			○		○	○	○	○
62	○		総合臨床実習Ⅱ	実習により、学びを深める	4年・前期	360	8			○		○	○	○	○
63	○		総合理学療法セミナー	1年次から3年次に学んだ事柄を、国家試験出題範囲を参考にしがループにて資料作成を行う。完成資料をもとに国家試験対策を行う。	4年・後期	270	9		○	○		○			
合計					63	科目				131		単位（単位時間）			

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件：修了試験は60点以上の得点により修了認定する。すべての科目を修了することが、卒業要件となっている。	1学年の学期区分	2期
履修方法：全ての科目において、3分の2以上の出席があることが修了認定試験を受験する要件であり、満たしていない者は修了認定試験を受験することができない。	1学期の授業期間	15週

（留意事項）

- 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3（3）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。